

## 全栃木教職員組合 県教育委員会交渉確認事項

### 交渉事項

1. 県教育委員会として競争的な教育を行わないこと。悉皆の学力調査は早急に廃止すること。「全国学力調査」を廃止するよう国に求めること。
2. 「共同訪問」は5年に1回とすること。研修についても参加者の自主性を最大限尊重し、自宅研修を勧めること。初任者研修については日数の削減、研修内容や報告文書等についてさらに精選を進めること。
3. 教育基本法、教員の地位勧告に基づき、教職員が職務に専念できる賃金・手当の改善を行うこと。特に退職手当の加算額を引き上げること。以上のことを県教委として知事部局に強く要望すること。その要望内容について、職員団体に公開すること。
4. 教職員評価について
  - (1) 「CEART勧告」を尊重し、廃止も視野に入れた協議を組合と行うこと。賃金リンクは行わないこと。教職員評価によって現場を混乱させないこと。
  - (2) 報償的な人事や研修を行わないこと。
  - (3) 臨時的任用者に対して実施しないこと。
5. 公平な昇任や登用を行うこと。指導主事などの登用制度を設けること。
6. 管理職に憲法や労働諸法規を順守させること。これらに違反する事例があったときは、県教委が責任を持ってその解決にあたること。
7. 人事異動について
  - (1) 希望と納得の原則に基づく民主的な人事を推進すること。再任用を希望する教職員のすべてに再任用を保障するとともに、勤務校や勤務態様についても希望を尊重すること。1年ごとの任用でなく、複数年の任用も認めること。
  - (2) 異動先も含めた異動情報を本人に適宜知らせて合意を得るようにすること。小中学校教職員に対して、内々示で転出先の校名を伝えること。
  - (3) 再任用者、臨時採用者の異動についても新聞発表を行うこと。
8. 教員採用試験について
  - (1) 雇用対策法付帯決議に基づき、受験年齢を59歳まで引き上げること。
  - (2) 職務遂行力をより評価する採用試験とすること。
  - (3) 適性検査を行わないこと。
  - (4) 前年度の一次試験合格者、1年以上の勤務経験のある臨時、非常勤教員に対しては一次試験を免除すること。
  - (5) 使用者責任のあいまいな採用前研修は行わないこと。参加した場合には日当、交通費を支給すること。会場への往復で事故に遭遇した場合相応の保障を行うこと。
9. 臨時、非常勤教員の待遇改善について
  - (1) 常勤の臨時教員の職名を教諭・養護教諭とし、給与も2級を適用して正規採用教員と同額の賃金を支給すること。
  - (2) 期末・勤勉手当に前年度の勤務実績を反映させること。任用期間が1年に満たない場合でも前歴換算を行うこと。
  - (3) 新規採用者も含め、労働安全衛生法に則り採用時の健康診断は公費で行い、採用試験合格後、臨時採用者の採用時の健康診断書提出を求めないこと。
  - (4) 産前・産後休暇を保障すること。そのための代替者を確保すること。
  - (5) 3月31日も任用を継続すること。
  - (6) 異なる県立学校で任用が継続される場合も、社会保険加入を継続させること。

- (7) 非常勤教員の報酬を引き上げること。
10. 長時間過密労働をなくし、健康で働けるために
- (1) 教育基本法、労働基準法や給特法を守り長時間過密労働を解消すること。管理職が勤務実態を把握し、勤務時間割り振り変更簿などを作成して週38時間45分勤務を実現すること。休憩時間を確保させること。これらについて、行事の実施計画でも確認すること。
  - (2) 宿泊行事などについては、7時間45分を超える拘束時間に見合った勤務の振替を認めること。
  - (3) 「お盆」期間は学校を閉庁とすること。
  - (4) 「フルタイム」勤務ではない再任用者にも、健康診断や人間ドックを受診させること。
  - (5) 県立高校入試について、過重な負担をなくすとともに、退勤時間は高校の判断に任せること。
  - (6) 部活動指導について、顧問や担当協議について教職員の意向を尊重すること。中体連「申合わせ事項」を順守させるとともに、これを高校でも準用すること。中体連・高体連主催の大会の精選を行うこと。
11. 防止指針を策定してパワーハラスメントをなくすとともに、ストレスチェックも含め精神疾患もなくす施策を強化すること。特に初任者に対して適切な指導を行うよう管理職、研修担当者に徹底すること。
12. 教職員を増やし、小学校や高等学校でも少人数学級をすすめること。中学・高校で教科教員・図書館司書を適正に配置すること。県立学校では校種、課程や学科に関わりなく、これまで以上に正規採用教員を増やすこと。
13. 特色選抜は廃止を含めて再検討を行うこと。定員割れした場合は再募集を行うこと。
14. 特別支援学校の教育条件をさらに充実させること。教職員の腰痛対策なども実施すること。
15. 放射性物質の除去を進めて安全な教育環境を確保すること。児童生徒が自ら放射線量を測るなどして、主体的に放射線から健康および生命を守る学習を推進すること。児童生徒に関わる放射線問題について、県教委内に対策を検討、決定できる組織を設けること。
16. 「事務所衛生基準規則」や、文部科学省「学校における環境衛生管理の徹底について（通知）」にもとづいた教育・執務環境を実現すること。
17. すべての学校で実効ある労働安全衛生体制を構築すること。市町教委に対しても今まで以上に強く働きかけること。
18. 不当労働行為を行わないこと。行った管理職については県教委としてその解決にあたること。
19. 1回目の本交渉でも適宜回答を行うこと。回答は文書で行うこと。

以上の内容で交渉を行うことを確認する。